

集中対策の終了及び広島県の対処方針の改正について

令和3年10月11日

1 概要

本県の感染状況は、全県及び広島市においても安定的に警戒基準値を下回る状態となることが見込まれるため、緊急事態措置の終了後、10月1日から取り組んできた「集中対策」については、10月14日をもって終了することとし、外出の削減など行動制限や営業時間の短縮など施設の使用制限に係る要請について、解除する。

一方、今後も感染の再拡大を回避し、現在の感染状況を維持していく必要があることから、継続的に取り組む事項について、次のとおり「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」（以下、「対処方針」という。）を改正する。

2 改正後の対処方針の施行日

令和3年10月15日（金）

3 対処方針（案）の主な改正内容

（1）今後の対処に関する方針

○ワクチン接種の円滑な実施

- ・若年層を中心に更なる接種率の向上に向けて、接種促進

（2）県民、事業者、行政が連携して取り組む重要事項：「広島積極ガード」

○広島積極ガード店を基盤とした第三者認証制度の普及と認証取得店の拡大

- ・感染の拡大を最小限に抑えながら、経済活動を継続

（3）県民に対する要請

○会食や飲食店の利用に関して要請事項を修正

- ・「広島積極ガード店ゴールド」認証店舗等の利用（当面の間は、「広島積極ガード店」、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を含む。）

（4）事業者に対する要請

○飲食店等に対し、「広島積極ガード店ゴールド」取得の協力要請

（5）その他

○10月15日以降のイベント開催条件の変更

- ・21時までの時間短縮の働きかけを解除
（10月30日までは、人数上限の経過措置を継続。）

○集中対策における要請の解除等について

区分	要請内容（行動制限，施設の使用制限）		広島県の対処方針（案）（10/15～）
	広島市・東広島市・府中町・海田町	それ以外の地域	全地域
外出削減	○外出の半減 ○特に 21 時以降は更に削減	○外出の半減	【基本的な感染防止の徹底】 ・「3つの密」回避，マスク，手洗い（消毒）， 時差出勤，人と人との距離確保 ・発熱時は外出を控え，積極ガードダイヤル ・Web会議，テレワークの積極的な活用 など
職場への出勤等	○出勤者割合の 7 割削減を目標 ○特に 21 時以降は勤務を抑制	○出勤者割合の 7 割削減を目標	
イベントの開催	○業種別ガイドライン遵守など感染対策 ○参加人数は，(A)，(B)による人数のいずれか少ない方を限度 (A) 収容率：大声の有/無 50%/100% (B) 人数上限：「5,000 人」，「収容定員の 50%（10 月 30 日までは ≤10,000 人）」の大きい方 ○営業時間の短縮（21 時まで）【働きかけ】		○業種別ガイドライン遵守など感染対策 ○参加人数の限度 左表に同じ ※営業時間の短縮（21 時まで）の働きかけは解除
営業時間の短縮等	≪酒類を提供する飲食店等≫ ○広島積極ガード店ゴールド認証店 ・営業時間を 5 時から 21 時までに短縮 ・酒類の提供は 11 時から 20 時まで ・同一グループ・同一テーブルへの入店案内は原則 4 人以内 ○その他の店舗 ・営業時間を 5 時から 20 時までに短縮 ・酒類の提供は 11 時から 19 時 30 分まで ・同一グループ・同一テーブルへの入店案内は原則 4 人以内 ≪飲食を主として業とする店舗≫ ○カラオケ設備の利用自粛	⇒	○業種別ガイドラインなど感染防止対策の徹底 ○飲食店における感染防止対策 （飛沫感染防止，手指消毒・換気の徹底）
	≪大規模施設等の管理者≫ ○営業時間の短縮（21 時まで）【働きかけ】		
他地域との往来	○緊急事態措置区域，まん延防止等重点措置区域との往来は，最大限自粛。 ○都道府県が住民に対して不要不急の外出自粛を要請している地域等との往来は，慎重に判断 ○広島市，東広島市，府中町及び海田町との往来は，感染防止策を徹底するなど注意		○同左 ○同左 ○これら（上記）の地域からの来訪者との面会する時も感染リスクを考慮して行動
飲食店の利用等	○同居する家族以外での会食等は控える。 ただし，同居する家族以外での会食等にあつて，飛沫感染防止対策等がとられている飲食店を利用する場合，自宅や屋外において飛沫感染防止対策等を徹底する場合は，その限りとしなない。 ○営業時間の短縮要請に応じていない飲食店等の利用を控える		○同左 ○連絡先が不明な者との会食は避けること。